

随意契約理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 循環水ポンプインバータ設備補修工事

工事場所： 大阪狭山市東池尻六丁目地内

本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている2系水処理インバータ設備の制御ユニット等が経年劣化しており、かつ保守対応部品も枯渇している状況にあるため、当該部品の取替を行い、機能の維持、延命化を図るものである。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作を実施した株式会社東芝関西支社から社会インフラ事業を承継した東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。